

(改正案)

資料 1

道の駅「コスモール大樹」を拠点とした自動運転サービス 地域実験協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「道の駅「コスモール大樹」を拠点とした自動運転サービス地域実験協議会」(以下、「地域実験協議会」と称する。

(目的)

第2条 地域実験協議会は、道の駅「コスモール大樹」を拠点とした自動運転サービス実証実験が計画的かつ効率的な準備・検討の推進が図られるよう、必要な検討と調整を行うことを目的とする。

(検討調整事項)

第3条 地域実験協議会は、次の事項について検討と調整、検証を行う。

- (1) 実験実施計画の検討
- (2) 実験実施に係る関係機関との調整
- (3) 実験の実施及び実験結果の検証
- (4) その他必要な事項

(構成)

第4条 地域実験協議会の委員は、別紙の委員で構成する。

2. 委員の追加・変更は、地域実験協議会の承認を得るものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、地域実験協議会での検討と調整、検証が完了するまでとする。

(会長)

第6条 地域実験協議会の会長は、地域実験協議会委員の中から互選により充てる。

2. 会長は、地域実験協議会の会務を総括する。
3. 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する委員が、その職務を代理する。
4. 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(地域実験協議会の運営)

第7条 地域実験協議会は、会長の発議に基づいて開催する。

2. 地域実験協議会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(地域実験協議会の公開について)

第9条 地域実験協議会は、実証実験のための検討・調整を行うことから、原則非公開にて開催するものとする。なお、会議の内容により公開とする場合もある。

(事務局)

第10条 事務局は、国土交通省北海道開発局、北海道、大樹町に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

(付 則)

1. この規約は、平成29年9月28日から施行する。

2. この規約は、平成30年11月28日から施行する。(改正)

(委員の追加)

(改正案)

別紙

道の駅「コスモール大樹」を拠点とした自動運転サービス
地域実験協議会 委員名簿

◎：会長 ○：新規

委員	所 属
高橋 清 ◎	北見工業大学 社会環境工学科 教授
岸 邦宏	北海道大学 大学院工学研究院 准教授
有村 幹治	室蘭工業大学 大学院工学研究科 准教授
新津 健次	北海道 経済部 産業振興局 産業振興課長
信太 一人	北海道 建設部 土木局 道路課長
井馬 俊安	北海道 十勝総合振興局 帯広建設管理部 道路課長
酒森 正人	大樹町長
森田 匡彦 ○	中札内村長
大矢 雅彦	北海道警察本部 参事官兼交通企画課長
和島 正	北海道警察本部 交通規制課長
関 渡	北海道警察釧路方面本部 交通課長
藤原 睦実	北海道警察釧路方面本部 広尾警察署長
三浦 祥嗣	道の駅コスモール大樹 (大樹町商工会長)
石山 新一	大樹町行政区長連絡協議会 会長
青木 啓二	先進モビリティ株式会社 代表取締役社長
長沢 敏彦 ○	十勝バス株式会社 取締役執行役員事業本部長
吉田 雅典 ○	有限会社 雅交通 代表取締役
諏訪 哲也 ○	大新東株式会社 道東営業所長
池田 武司	国土交通省 北海道開発局 建設部 道路計画課 道路調査官
吉田 晃啓	国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部 次長
久原 賢一	国土交通省 北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課長
神谷 誠一	国土交通省 北海道運輸局 自動車技術安全部 技術課長
笹治 忍	国土交通省 北海道運輸局 帯広運輸支局 首席運輸企画専門官 (企画輸送・監査担当)
池田 裕二	国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 高度道路交通システム (ITS) 研究室 室長

平成30年11月28日現在